近畿地方更生保護委員会委員（非常勤）採用案内

１　地方更生保護委員会委員（非常勤）の職務の内容、身分

（１）職務内容

地方更生保護委員会（法務省の地方支分部局で、高等裁判所の所在地ごとに全国に８か所設置）の委員として、更生保護法（平成１９年法律第８８号）に基づき、仮釈放の審理業務等に従事します。

採用後は、近畿２府４県所在の矯正施設（刑務所、少年院等）に出向き、収容者との面接を実施するほか、面接結果等に基づいて仮釈放審理等を行います。

（２）身　　分

一般職・非常勤の国家公務員

２　勤務条件

（１）任　　期　　採用の日から３年間（任命時の年齢や委員としての勤務実績によっては、１期に限り任期を更新する場合もあります。）

（２）日　　当　　２３，２００円（令和８年４月１日現在）

（３）勤務場所　　近畿地方更生保護委員会

（４）勤務日数　　年間１４０日（週３日程度）（令和８年４月１日現在）
ただし、月曜日は官署勤務必須。

（５）勤務時間　　１日７時間４５分程度（例　８：３０～１７：１５、応相談）

（６）交通費等　　通勤及び出張に要する費用は、規定に基づき実費相当分を支給。

（７）福利厚生　　国家公務員災害補償法適用。
雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入はありません（令和８年４月１日現在）。

３　採用案内

（１）採用の時期及び人数

令和９年４月１日付けで２名採用予定

（２）応募条件

ア　日本国籍を有すること。

イ　国家公務員法第３８条に規定する以下の欠格条項に該当しないこと。

（ア）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を

経過しない者

（ウ）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

ウ　令和９年４月１日現在において６７歳未満であること。

エ　犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生及び再犯防止等、更生保護に関心と熱意を有すること。

オ　法律、精神医学、社会福祉等の専門知識を生かした勤務実績を有すること。（過去の採用例では、社会福祉士や作業療法士等の福祉職として豊富な実務経験のある方や、教員として発達障害を抱える生徒・児童について多くの臨床経験を有する方等を採用。）

カ　マイクロソフトＷＯＲＤ等による文書作成を含め、基本的なパーソナルコンピューターの操作ができること。

４　応募手続・応募期間・面接日程等

（１）応募は履歴書１通（市販のもので可。写真（６か月以内に撮影したもの）を貼付し、職歴については具体的に記入すること。）を郵送又は持参により下記応募先宛て親展により提出してください。

（２）応募期間は、令和８年１２月２４日（金）までです（１２月２４日書類必着）。

（３）選考は書類選考及び（書類選考合格者に対する）小論文、個別面接により行います。

（４）個別面接は、令和９年１月７日（木）又は同月８日（金）に実施予定です。（詳細は個別に連絡します）。

＜応募先・問合せ先＞

〒５４０－０００８

大阪市中央区大手前４－１－７６　大阪合同庁舎第４号館６階

法務省近畿地方更生保護委員会事務局

総務課　沖田（課長）、清水（課長補佐）

（電話）０６－６９４９－６２６０

（電子メール）kinki-kouseihogo@i.moj.go.jp

更生保護については、法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp)を御覧ください。